

亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年4月30日

亀岡市監査委員 関本 孝一

亀岡市監査委員 齊藤 一義

1 監査の種類

令和6年度随時監査

2 監査の対象

令和5年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失・損傷・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和6年4月11日

(2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日　　：令和6年4月11日

6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。